

# 小金井市重層的支援体制整備事業実施計画

令和7年3月

# 目次

1	実施計画策定の背景・目的	2
2	計画の位置付け・期間・検討体制	2
	(1) 計画の位置付け	2
	(2) 計画の期間	2
	(3) 検討体制	2
3	重層的支援体制整備事業の概要	3
	(1) 概要	3
	(2) 関係制度等との連携について	4
4	小金井市における重層的支援体制整備事業の全体像	5
5	重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）	6
6	重層的支援体制整備事業の実施体制	7
	I 属性を問わない相談支援	7
	(1) 包括的相談支援事業 (①)	7
	(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (②)	10
	(3) 多機関協働事業（支援プランの策定） (③)	11
	II 参加支援	13
	(1) 参加支援事業 (④)	13
	III 地域づくりに向けた支援	14
	(1) 地域づくり事業 (⑤)	14
7	会議体の設置・運営	16
8	連携体制及び評価・進行管理	17
	(1) 連携体制	17
	(2) 計画の評価及び進行管理	17
9	資料編	18
	(1) その他の相談窓口	18
	(2) 小金井市地域福祉推進委員会	19

# 1 実施計画策定の背景・目的

社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる8050問題\*<sup>1</sup>やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えて、これらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースが明らかとなっています。

そこで、改正社会福祉法（令和3年4月施行）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」（以下「本事業」という。）が創設されました。

この3つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、支援関係機関\*<sup>2</sup>の連携により支援を進めます。さらに、受け止めた相談の課題を解決するため、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施します。併せて、参加支援を支える地域づくりに向けた支援により、地域を面で捉えた、多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施します。個別支援と地域に対する支援の両面と、それを結び付ける参加支援が、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなります。

本市においても、地域住民の多種・多様な支援ニーズを受け止める力を高めていくため、これまでの取組を活かしながら、重層的支援体制整備事業を実施するとともに、本事業を適切かつ効果的に実施するため、小金井市重層的支援体制整備事業実施計画（以下「本計画」という。）を策定します。

# 2 計画の位置付け・期間・検討体制

## (1) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の5に基づき、策定するものです。

## (2) 計画の期間

本計画の期間は、「第3期小金井市保健福祉総合計画」の計画期間と連動させ、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

また、国の施策や社会情勢の変化等に応じ、適宜見直しを行います。

## (3) 検討体制

本計画は、庁内関係部署により構成する総合的な相談体制の構築に関する庁内検討

\*1 8050問題：80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題をいう。これまで見えづらかった地域課題として、分野横断的な対応が求められる。

\*2 支援関係機関：行政機関（福祉部局に加え、労働、住まい、保健医療、教育、農林水産等）、各分野の支援関係機関、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等幅広く想定している。

委員会及び小金井市地域福祉推進委員会条例に基づき設置している地域福祉推進委員会において検討・審議を行いました。

### 3 重層的支援体制整備事業の概要

#### (1) 概要

本事業は、地域共生社会<sup>\*3</sup>の実現に向けた包括的な支援体制の構築を具体化するための手法であり、社会福祉法第106条の4に基づき「Ⅰ 属性を問わない相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

本事業では、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した課題については、支援関係機関の連携により支援を行います。あわせて、自ら支援につながる方が難しい方や必要な支援が届いていない方にはアウトリーチ等により本人との関係性の構築に向けた伴走型支援を行うほか、支援が必要な方のニーズを丁寧に聞き取り、社会とのつながりをつくる参加支援や地域住民同士の顔の見える関係性を構築するための地域づくりに向けた支援を行います。

これらの支援が相互に重なり合いながら、課題を抱えた方に寄り添い、伴走する支援体制を構築することで、地域共生社会の実現を目指します。

本事業の実施にあたっては、地域共生社会の理念<sup>\*3</sup>及び国の重層的支援体制整備事業実施要綱の内容を踏まえて実施します。

【重層的支援体制整備事業の各事業】

3つの支援	社会福祉法第106条の4に基づく各事業	
Ⅰ 属性を問わない 相談支援	① 包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営
		障害者相談支援事業
		利用者支援事業
		自立相談支援事業
	② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 <span style="background-color: yellow;">新</span>	
	③ 多機関協働事業 <span style="background-color: yellow;">新</span>	
Ⅱ 参加支援	④ 参加支援事業 <span style="background-color: yellow;">新</span>	
Ⅲ 地域づくりに向 けた支援	⑤ 地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業
		生活支援体制整備事業
		地域活動支援センター事業
		地域子育て支援拠点事業
		生活困窮者支援等のための地域づくり事業 <span style="background-color: yellow;">新</span>

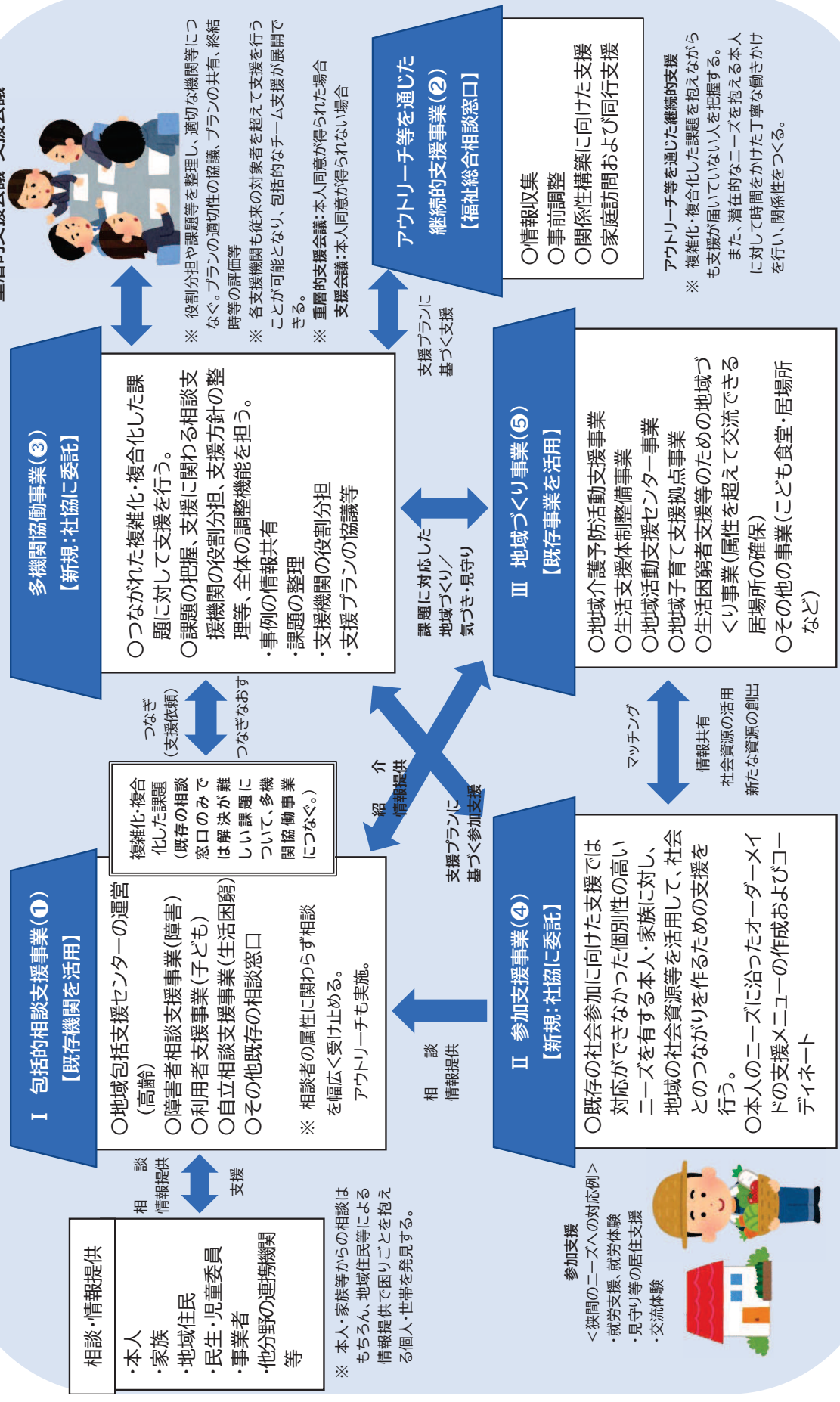
\*3 地域共生社会(地域共生社会の理念)：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の方や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民の方一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざすもの。

## (2) 関係制度等との連携について

包括的な支援体制の構築にあたっては、分野を超えた部局横断的な連携体制の整備が必須となるため、本事業の各法定事業以外の事業・制度等、また、福祉の分野以外の様々な分野の部局との連携も目指します。

# 4 小金井市における重層的支援体制整備事業の全体像

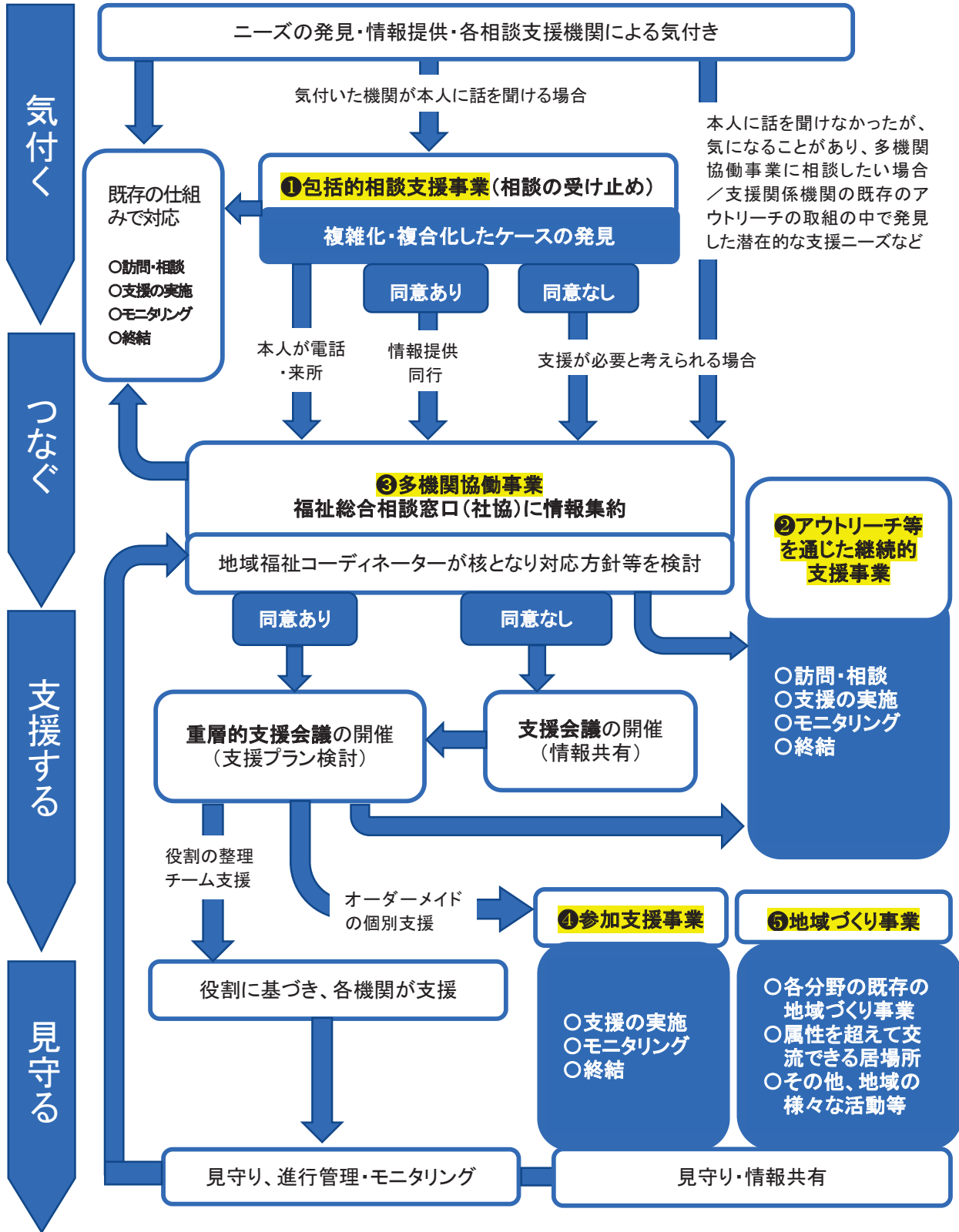
＜一体的に取り組むことで小金井市における包括的支援体制の構築を目指す＞



※ 社協:小金井市社会福祉協議会

# 5 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

支援を必要とする人に気付き、つなぎ、支援していく基本フロー



## 6 重層的支援体制整備事業の実施体制

### I 属性を問わない相談支援

#### (1) 包括的相談支援事業(①)

##### <事業の概要>

包括的相談支援事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援の取組を活かしつつ、相談者の属性や相談内容等に関わらず、地域住民からの相談も幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う事業です。

本市では、福祉総合相談窓口を包括的相談支援の中核として捉え、高齢、障がい、子ども、生活困窮等の各分野の従来の相談機能等をベースとしつつ、複雑化・複合化したニーズを抱えた相談者の相談を受け止め、他の支援関係機関へのつなぎを行うなど、市全体で断らない相談支援体制の構築を目指します。

また、各相談窓口で受けた相談のうち、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えており、支援関係機関の役割分担等による支援が必要である事例については、「多機関協働事業」につなぎ、各支援関係機関の専門性を生かしたチームによる支援を行います。

##### <支援の展開>

対象分野	高齢				
事業名 (根拠法令)	地域包括支援センターの運営 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項 第1号から第3号まで				
相談支援機関名称	○小金井きた地域包括支援センター ○小金井みなみ地域包括支援センター ○小金井ひがし地域包括支援センター ○小金井にし地域包括支援センター	内容	医療・福祉の専門職が高齢者の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援を行います。		
基本となる対象者	地域の高齢者とその家族				
設置箇所数	4箇所	運営形態	委託	所管課	介護福祉課



対象分野	障がい				
事業名 (根拠法令)	(障害者) 相談支援事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第77条第1項第3号				
相談支援機 関名称	障害者地域自立生活支援 センター		内容	在宅の障がい者に対し、在 宅福祉サービスの利用援助、 社会資源の活用や社会生活力 を高めるための支援、ピアカ ウンセリング、介護相談及び 情報の提供等を総合的に行う ことにより、障がい者やその 家族の地域における生活を支 援し、もって在宅の障がい者 の自立と社会参加の促進を図 ります。	
基本となる 対象者	小金井市内にお住まいの 身体障害・知的障害・精 神障害のある方、及びそ の家族				
設置箇所数	1箇所	運営形態	委託	所管課	自立生活支援課
相談支援機 関名称	地域生活支援センターそ ら		内容	賃貸契約による一般住宅へ の入居を希望する障がい者で あって、保証人がいない等の 理由により入居が困難な者に 対し、入居に必要な調整等の 支援を行うとともに、家主等 への相談・助言を通じて障が い者の地域生活を支援しま す。	
基本となる 対象者	小金井市内にお住まいの 身体障害・知的障害・精 神障害のある18歳以上 65歳未満の方				
設置箇所数	1箇所	運営形態	委託	所管課	自立生活支援課

対象分野	子ども				
事業名 (根拠法令)	利用者支援事業 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第59条第1 号				
相談支援機 関名称	こども家庭センター 【こども家庭センター型】		内容	母子保健と児童福祉が 連携・協働し、妊娠期か ら子育て期にわたる切れ 目ない相談支援体制を構 築することで、虐待への 予防的な対応や個々の家 庭に応じた支援を実施し ます。	
基本となる 対象者	全ての妊産婦及び子どもと その家庭				
設置箇所数	1箇所	運営形態	直営	所管課	こども家庭センター
相談支援機 関名称	保育課窓口(保育所等入所 相談支援員) 【特定型】		内容	保育施設等への入所に 係る情報提供、相談及び 助言を行うとともに、関 係機関との連絡調整を行 い、子育てに係る支援を 実施します。	
基本となる 対象者	保育施設等入所(希望)者				
設置箇所数	1箇所	運営形態	直営	所管課	保育課

相談支援機関名称	地域子育て相談機関 親子あそびひろば「ゆりかご」 【基本型Ⅰ】	内容	子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。					
基本となる対象者	全ての妊産婦及び子どもとその家庭		設置箇所数	1箇所	運営形態	委託	所管課	こども家庭センター
設置箇所数	1箇所		運営形態	委託	所管課	こども家庭センター		
(根拠法令)	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第22項 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号							
相談支援機関名称	こども家庭センター 【妊婦等包括相談支援事業型】	内容	主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行います。妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。					
基本となる対象者	主に妊婦及びその配偶者等		設置箇所数	1箇所	運営形態	直営	所管課	こども家庭センター
設置箇所数	1箇所		運営形態	直営	所管課	こども家庭センター		

対象分野	生活困窮／全ての方							
事業名	(生活困窮者) 自立相談支援事業							
(根拠法令)	・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の3 ・生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号							
相談支援機関名称 【中核】	福祉総合相談窓口（自立相談サポートセンター）	内容	属性を問わず、生活上の様々な不安や課題を丸ごと相談できる福祉の総合相談窓口です。自立相談支援機関として具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら就労、居住などの自立に向けた支援を行うほか、複合的な課題については支援関係機関と連携して包括的な支援を行います。					
基本となる対象者	全ての方（ご本人の認識に関わらず、困りごとを抱えた全ての市民）		設置箇所数	1箇所	運営形態	委託	所管課	地域福祉課
設置箇所数	1箇所		運営形態	委託	所管課	地域福祉課		

市には、上記の法定事業以外にも様々な相談窓口があり、市民の方への相談支援を行っています。包括的な相談支援体制の構築に向け、これらの相談窓口が連携しながら、困りごとを抱えた市民を適切な支援につなぎます。（16ページ、9資料編(1)参照）

## (2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(②)

### <事業の概要>

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業です。

ひきこもり状態にある等、本人から支援の申し出（本人同意）を得ることができない状態であることも踏まえて、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築を重視し、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、支援対象者の早期発見のため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等に係る情報を幅広く収集します。

### <支援の展開>

事業名	内容				
福祉総合相談窓口の運営	福祉総合相談窓口の地域福祉コーディネーター*4により、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。 また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得ながら、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指します。				
実施機関	小金井市社会福祉協議会	運営形態	委託	所管課	地域福祉課

\*4 地域福祉コーディネーター：住民のニーズや地域のニーズを把握し、ネットワークを構築して支援が必要な人を行政や専門機関などに適切につなぐ。住民への「個別支援」と、地域づくりを行う「地域支援」の役割を果たす。

### (3) 多機関協働事業(支援プランの策定)(③)

#### <事業の概要>

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う事業です。

複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、支援が必要な当事者(本人)のみならず、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は支援者を支援する役割を担う事業でもあります。

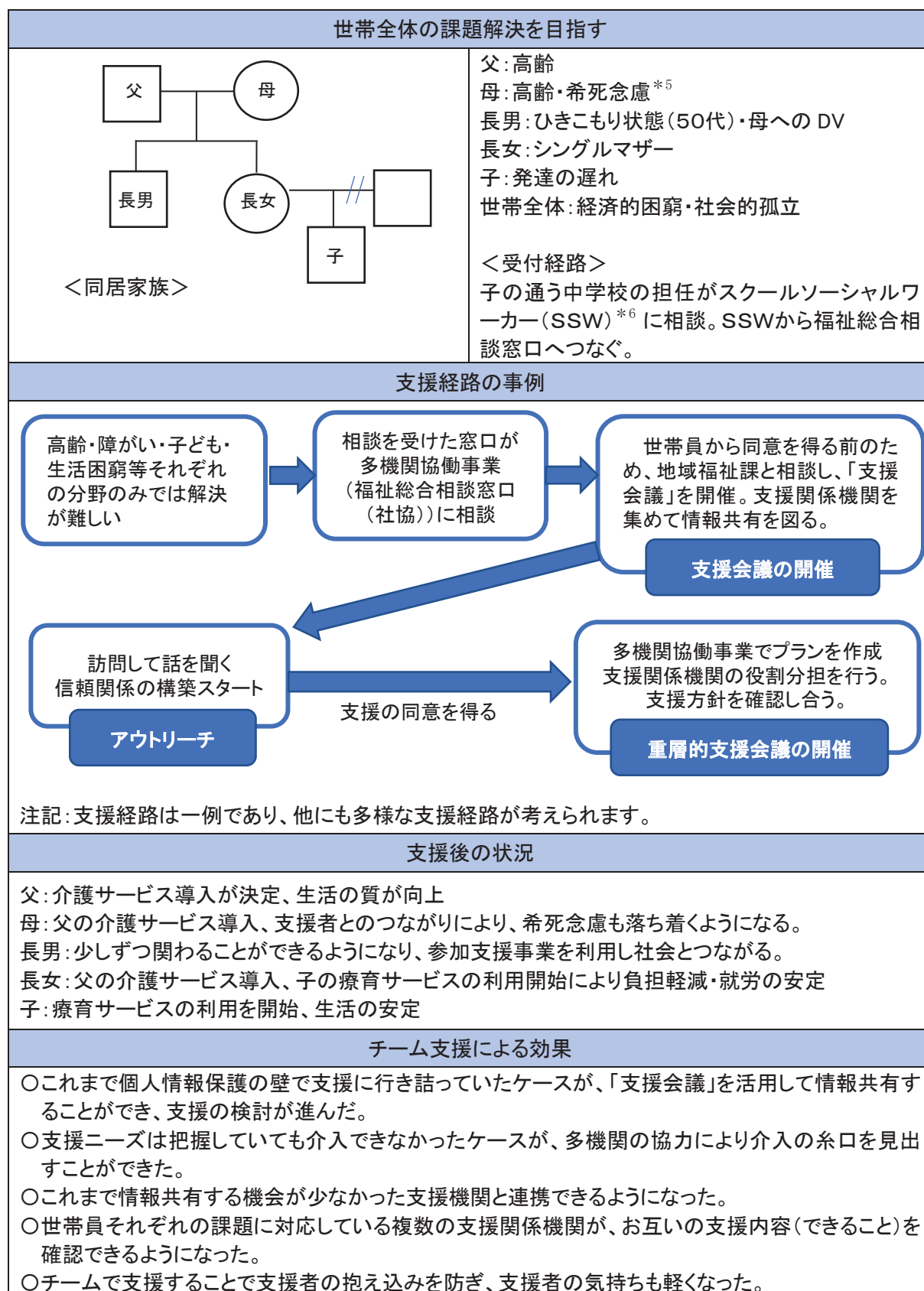
本市では、各支援関係機関等で受けた相談のうち、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えており、多機関協働事業につながれた事例について、重層的支援会議や支援会議等を活用し、チームによる支援を行います。

#### <支援の展開>

事業名	内容	実施機関	運営形態	所管課
<b>新</b> 重層的支援体制推進会議の開催	重層的支援体制整備事業の理念や制度、各支援関係機関の業務内容等を理解し、具体的な庁内連携方法等を検討します。	市	直営	地域福祉課
<b>新</b> 地域福祉コーディネーターの配置	多機関協働事業に地域福祉コーディネーターを配置し、福祉総合相談窓口と連携して、重層的支援体制整備事業を統括します。 また、重層的支援会議において支援機関間の役割分担を整理し、支援関係機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行います。	市／小金井市社会福祉協議会	委託	地域福祉課
<b>新</b> 重層的支援会議の開催(支援プランの策定)	多機関協働事業において実施し、支援関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討します。	市／小金井市社会福祉協議会	委託	地域福祉課
<b>新</b> 支援会議の開催	社会福祉法第106条の6に規定された会議であり、市が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等を可能とします。	市	直営	地域福祉課

注記：重層的支援会議の主催は小金井市社会福祉協議会になりますが、招集は市が行います。また、市は全ての重層的支援会議に参加するものとし、参加支援事業又はアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を利用する場合には、多機関協働事業のプランに基づき市がその決定をします。開催にあたっては、生活困窮者自立支援制度の支援調整会議等と組み合わせ、時間を切り分ける等、効果的・効率的に実施します。

## ＜個別支援事例のイメージ図＞



\*5 希死念慮とは、生きたくないと考えたり、死ぬこと、自殺することについての考えや反すうのこと。

\*6 福祉の専門家として、問題を抱える児童・生徒等が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援などの役割を果たす。

## II 参加支援

### (1) 参加支援事業(④)

#### <事業の概要>

参加支援事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行う事業です。

また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューを作ることを目的としています。

参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を目指します。

#### <支援の展開>

事業名	内容				
<b>新</b> 参加支援の実施	参加支援を専門とする地域福祉コーディネーターを配置し、福祉総合相談窓口と連携しつつ、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、就労体験、交流体験など、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。 また、居住の安定確保のための支援が必要で既存事業では対応が難しいと判断された相談者に対し見守り等の居住支援を行います。				
実施機関	小金井市社会福祉協議会	運営形態	委託	所管課	地域福祉課

### Ⅲ 地域づくりに向けた支援

#### (1) 地域づくり事業(⑤)

##### <事業の概要>

地域づくり事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、属性を問わず交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行う事業です。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、地域づくりに向けた様々な支援を行い、住民や市民活動団体等の主体的な活動による多様な地域の居場所と連携しながら、地域活動の活性化を図ります。

##### <支援の展開>

対象分野	高齢				
事業名 (根拠法令)	地域介護予防活動支援事業（一般介護予防事業） 介護保険法第115条の45第1項第2号				
地域づくり 拠点	○地域包括支援センター ○市内各所	内容	地域の高齢者が誰でも参加することができる住民主体の通いの場等の介護予防活動の地域展開を目指し、ボランティア人材の育成研修、地域活動組織の育成・支援等を行います。		
基本となる 対象者	地域の高齢者とその支援者				
設置箇所数	—	運営形態	直営／委託	所管課	介護福祉課

対象分野	高齢				
事業名 (根拠法令)	生活支援体制整備事業（包括的支援事業（社会保障充実分）） 介護保険法第115条の45第2項第5号				
地域づくり 拠点	○地域包括支援センター ○市内各所	内容	地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。		
基本となる 対象者	地域の高齢者とその支援者				
設置箇所数	—	運営形態	直営／委託	所管課	介護福祉課

対象分野	障がい					
事業名 (根拠法令)	地域活動支援センター機能強化事業					
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号					
地域づくり 拠点	地域生活支援センターそら (I型) スペース楽・2 (II型)			内容	市内に住所を有する精神障がい者に対し、日常生活の支援、創作活動又は生産活動の機会提供、相談等、社会復帰のための関係機関の紹介、調整及びその協力、地域交流等を行います。	
基本となる 対象者	市内に住所を有する精神障害者					
設置箇所数	2箇所	運営形態	委託	所管課	自立生活支援課	

対象分野	子ども					
事業名 (根拠法令)	地域子育て支援拠点事業					
	子ども・子育て支援法第59条第9号					
地域づくり 拠点	<b>子育てひろば (児童館)</b> ○本町児童館 (ぽかぽかひろば) ○東児童館 (常設子育てひろば「ばおばお」) ○貫井南児童館 (ぬくぬくひろば) ○緑児童館 (ほのぼのサロン)  <b>親子あそびひろば</b> ○「ゆりかご」			内容	子育て家庭に身近なつどいの場を提供し、子育て相談事業をはじめとした総合的な子育て支援施策を推進し、児童及び家庭の福祉の向上を図ることを目的として、以下の事業を行っています。 ①子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進 ②子育てに関する相談等の実施 ③子育て関連情報の提供 ④子育て支援に関する講習等の実施	
基本となる 対象者	就学前までの児童及びその保護者					
設置箇所数	5箇所	運営形態	直営/委託	所管課	児童青少年課 こども家庭センター	

対象分野	生活困窮					
事業名 (根拠法令)	<b>新</b> 生活困窮者支援等のための地域づくり事業					
	生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱 (生活困窮者自立相談支援事業等の実施について (令和4社援発0512第5号) 別紙)					
地域づくり 拠点	○小金井市社会福祉協議会 ○市内各所			内容	属性を問わず交流できる場や居場所の整備、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。	
基本となる 対象者	生活困窮者等/全ての地域住民					
設置箇所数	—	運営形態	委託	所管課	地域福祉課	



## 7 会議体の設置・運営

本事業を円滑に推進するために、次の会議体を設置します。

	重層的支援体制推進会議	重層的支援会議	支援会議
開催の目的	重層的支援体制整備事業に関する情報共有等を行い、庁内の連携体制を強化する。	多機関協働事業において実施し、支援関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討する。	会議の構成員に守秘義務を設け、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討を可能とする。
根拠法令等	市要綱	社会福祉法第106条の4第2項第5号	社会福祉法第106条の6
対象者	(個別検討はせず、 <sup>総</sup> 括的な議論を行う)	○複雑化・複合化した課題を抱える地域住民・世帯(単独の支援関係機関では対応が難しいケース)	○支援関係機関等がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題を抱える者やその世帯 ○自ら支援を求めることが困難な人等(潜在的な相談者)
		【本人同意：必要】	【本人同意：不要】
開催頻度	年数回程度	随時開催	
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉保健部長</li> <li>・市関係課長職者</li> <li>・各相談支援機関の管理職者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉課職員</li> <li>・社会福祉協議会職員</li> <li>・支援関係機関等(事例の内容に応じて決定)</li> <li>・事務局(地域福祉課)</li> </ul>	
所管課	地域福祉課		

## 8 連携体制及び評価・進行管理

### (1) 連携体制

庁内・支援関係機関等との連携体制については、多機関協働事業において配置される地域福祉コーディネーターが各支援関係機関との連携における調整役を果たすことで、チーム支援を行いながら本事業への理解を促進していきます。また、本事業に関する情報共有や総括的な議論を行う重層的支援体制推進会議を通じて、連携体制の強化を図っていきます。

### (2) 計画の評価及び進行管理

本計画の評価及び進行管理については、学識経験者、福祉関係者及び一般市民の方で組織する小金井市地域福祉推進委員会の中で実施し、各分野の既存事業については、各個別計画の進捗状況の把握・評価の中で行います。

なお、本事業の評価にあたっては、数値による定量的な評価のほか、事業の実施状況について定性的な評価を行います。

#### <評価指標>

事業	指標	目標
事業全体	本事業の周知（市報、市ホームページ等への掲載）	随時
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	プラン策定件数	毎年の実績数を把握
多機関協働事業	重層的支援会議の開催数	
	支援会議の開催数	
	多機関協働事業の延べ対応回数	
参加支援事業	多機関協働事業の終結実件数	
	プラン策定件数	拡充
	本人と社会資源とのマッチング件数	拡充
地域づくり事業	つなぎ先（支援メニュー）の数	拡充
	地域の居場所・拠点数	拡充

#### <定性評価の視点>

事業	視点
包括的相談支援事業	市全体で、断られることなく相談できる支援体制を構築
多機関協働事業	チーム支援による「支援のしづらさ」の解消

参加支援事業	伴走支援による社会とのつながりづくり
地域づくり事業	属性を問わず交流できる場や居場所の整備

## 9 資料編

### (1) その他の相談窓口

相談支援機関名称	内容	所管
児童発達支援センター きらり	子どもの発達についての一般的な相談及び各分野の専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、保育士、児童指導員）による相談	自立生活支援課
医療的ケア児相談窓口 あいびー	医療的ケア児及びその家族に対する相談支援、通学・通園・通所先や関係機関との調整支援	自立生活支援課
女性総合相談	自分や家族、生活上の様々な悩みを専門の女性カウンセラーが対応	男女共同参画室
教育相談	学校や家庭での教育、発達に関すること、いじめ、不登校などについての悩みごと	教育相談所
ひとり親・女性相談	ひとり親、女性の生活上の問題など	子育て支援課
子どもオンブズパーソン（子どもの権利救済機関）	あらゆる子どもの権利侵害に関する相談に応じ、子ども自身の考えを尊重しながら、子どもにとって一番良い方法を共に考え、子ども主体の解決を目指す。	児童青少年課
居住支援相談窓口	住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯等）が住まいを探すための支援	まちづくり推進課
消費生活相談	契約、悪質商法、商品やサービスによるトラブル等の相談	経済課

## (2) 小金井市地域福祉推進委員会

	開催日	主な内容
第1回	令和6年8月19日	・重層的支援体制の整備について
第2回	令和6年12月11日	・小金井市重層的支援体制整備事業実施計画(案)について ・パブリックコメントの実施について
第3回	令和7年3月17日	・パブリックコメントの実施結果について

---

小金井市重層的支援体制整備事業実施計画（令和7年3月）

発行 小金井市

編集 福祉保健部地域福祉課地域福祉係

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

TEL 042(387)9915

FAX 042(384)2524

---